

○環境省告示第八十四号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第二百五号）第七条第四項及び第四十一条第四項の規定に基いて、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成十八年四月環境省告示第八十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年九月一日から適用する。

平成二十五年八月二十一日

環境大臣 石原 伸晃

第1の3の次に次のよう記入加える。

4 その他

管理者は、定期的に、本基準及び本基準に則した指針の遵守状況について点検を行い、その結果について適切な方法により公表すること。なお、当該点検結果については、可能な限り、外部の機関等による検証を行うよう努めること。

第2の3中「^は哺乳類」又「哺乳類」とある。

第3の1の3の末「適切に給餌及び給水」又「適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保」と、同上「動物の処分方法に関する指針」又「動物の殺処分方法に関する指針」とある。